

横須賀市立地適正化計画に係る 届出制度について

【届出の手引き】

目次

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 立地適正化計画に係る届出制度について…………… | 2 |
| 2. 住宅の開発・建築等行為に係る届出について…………… | 3 |
| 3. 誘導施設を有する建築物の開発・建築等行為に係る届出について… | 6 |
| 4. 誘導施設の休廃止に係る届出について…………… | 8 |
| 5. 届出様式・記入例…………… | 12 |

平成31年（2019年）3月
（令和3年（2021年）10月一部改定）

【お問い合わせ先】

横須賀市 都市部 都市計画課

電話：046-822-8133 E-mail：cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

1. 立地適正化計画に係る届出制度について

近年、全国的な人口減少及び少子高齢化の到来を背景として、高齢者や子育て世代等にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、持続可能な都市経営を可能とすることなどが課題となっています。

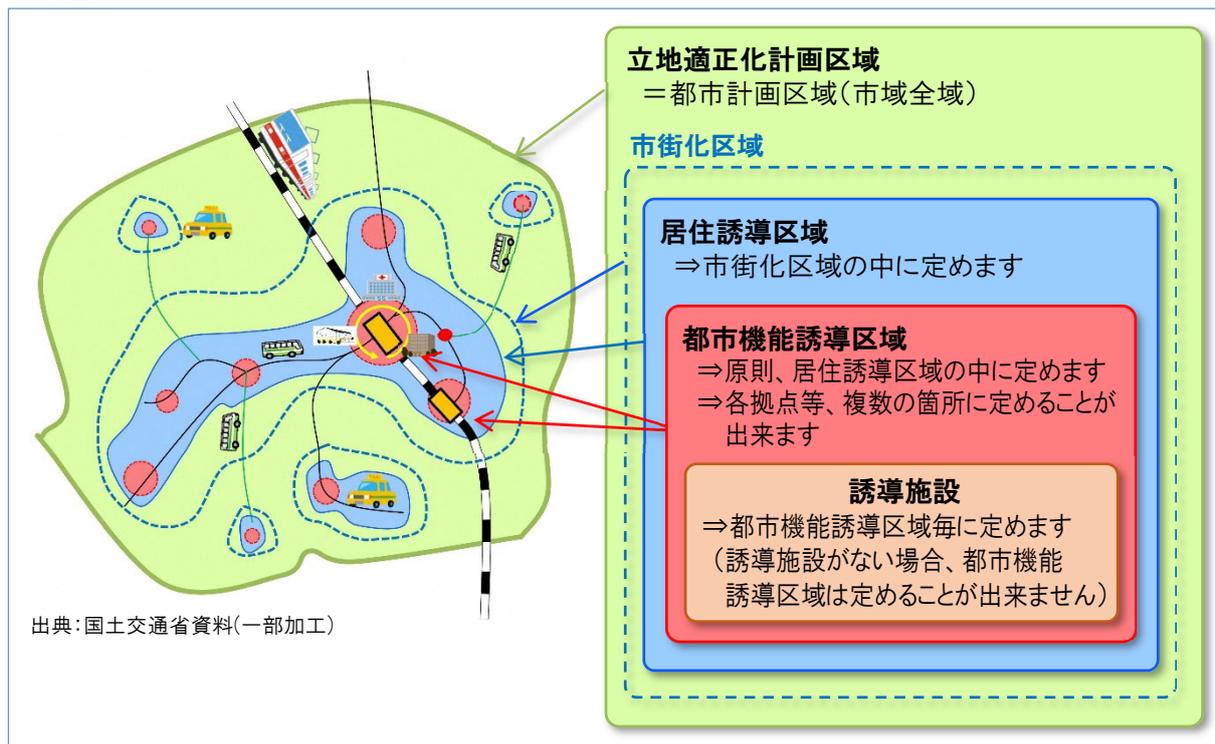
本市は、全国的な趨勢に先行するように、平成4年をピークとして人口減少と併せて高齢化も進展しており、時代変化に伴う諸課題に対しては、喫緊の対応が必要です。

これまで、拠点ネットワーク型都市づくりによるコンパクトで利便性の高い都市づくり等を推進すべく、その取組の方向性を示した横須賀市都市計画マスタープランを平成28年3月に改定しました。この他、本市では、子育て世帯を中心とした人口流入施策や、高齢者の暮らしやすさの向上等に対応した各種施策に取り組んでいます。

立地適正化計画は、こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組むため、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、市町村が策定できることとなった計画です。

立地適正化計画の策定・公表後は、都市再生特別措置法の規定により、「居住誘導区域」外での一定規模以上の住宅の開発・建築等や、「都市機能誘導区域」外で誘導施設を開発・建設等する場合には、その行為を行おうとする方は、行為に着手する30日前までに市へ届出が必要となります。

◆各区域等の関係性



2. 住宅の開発・建築等行為に係る届出について

(都市再生特別措置法第88条)

(1) 届出が必要となる行為

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、市長への届出が義務付けられています。

開発行為

- ◆ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

(例) **届出必要** 3戸の開発行為



※500㎡未満でも区画形質の変更がある3戸以上の開発行為も届け出対象となります。

- ◆ 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で 1,000㎡以上の規模のもの

(例) **届出必要** 1,300㎡、1戸の開発行為



届出不要 800㎡、2戸の開発行為



建築等行為

- ◆ 3戸以上の住宅の新築

- ◆ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3戸以上の住宅とする場合

(例) **届出必要** 3戸の建築行為



届出不要 1戸の建築行為



※ただし、仮設住宅や農林漁業を営む方の住宅建築等は届出不要(同法施行令27条)。

※開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう(都市計画法第4条第12項)。

(2) 対象となる区域

居住誘導区域外の区域 (5ページ区域図参照)

(3) 事前届出の時期

開発・建築等行為に着手する **30日前**までに、市長への届出が必要となります。

(4)届出に必要な書類

届出に際しては、以下の書類・図面を2部(1部は返却用)、提出する必要があります。

「開発行為」の場合

◆届出書 . . . **様式1**

◆添付図書

- ①位置図(白図等 縮尺 1/2,500 以上)
- ②周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1/1,000 以上)
当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺を表示
- ③設計図(土地利用計画図(※)またはそれに類するもの 縮尺 1/100 以上)
※ 共同住宅, 長屋等にあつては予定戸数を表示
- ④その他参考となる事項を記載した図面等

「建築等行為」の場合

◆届出書 . . . **様式2**

◆添付図書

- ①位置図(白図等 縮尺 1/2,500 以上)
- ②配置図(縮尺 1/100 以上)
敷地内における住宅等の位置を表示する図面
- ③各階平面図(縮尺 1/50 以上)
- ④2面以上の立面図(縮尺 1/50 以上)
- ⑤その他参考となる事項を記載した図面等
〔求積図(上記図面で面積が確認できない場合)〕

上記の届出内容を変更する場合

◆届出書 . . . **様式3**

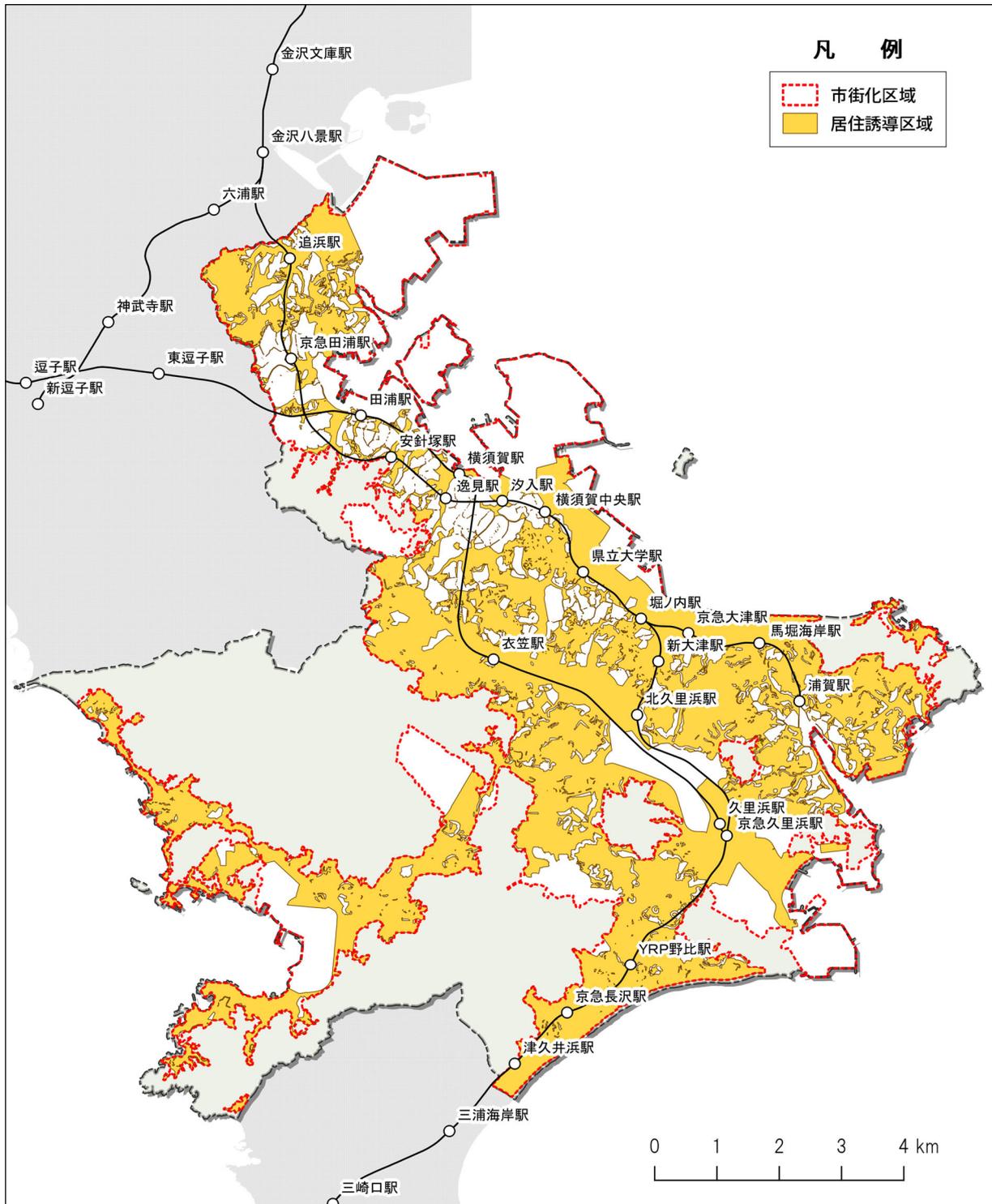
◆添付図書

変更する部分で当初届出と同様

(5)その他事項

- 届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。
- 届出をしないで、または虚偽の届出をして、開発・建築等行為を行った場合、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(都市再生特別措置法第130条)

【居住誘導区域図】



※ 「開発行為」または「建築等行為」の対象地が上記区域に含まれるかについては
都市計画課までお問合せください。

3. 誘導施設を有する建築物の開発・建築等行為に係る届出について

(都市再生特別措置法第108条)

(1)届出が必要となる行為

都市機能誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が義務付けられています。

開発行為

- ◆**誘導施設を有する建築物**の建築目的の開発行為を行おうとする場合
※開発行為の定義はP.3参照

建築等行為

- ◆**誘導施設を有する建築物**を新築しようとする場合
- ◆建築物を**改築**し、**誘導施設を有する建築物**とする場合
- ◆建築物の**用途を変更**し、**誘導施設を有する建築物**とする場合

※ただし、仮設建築等は届出不要(同法施行令第35条)

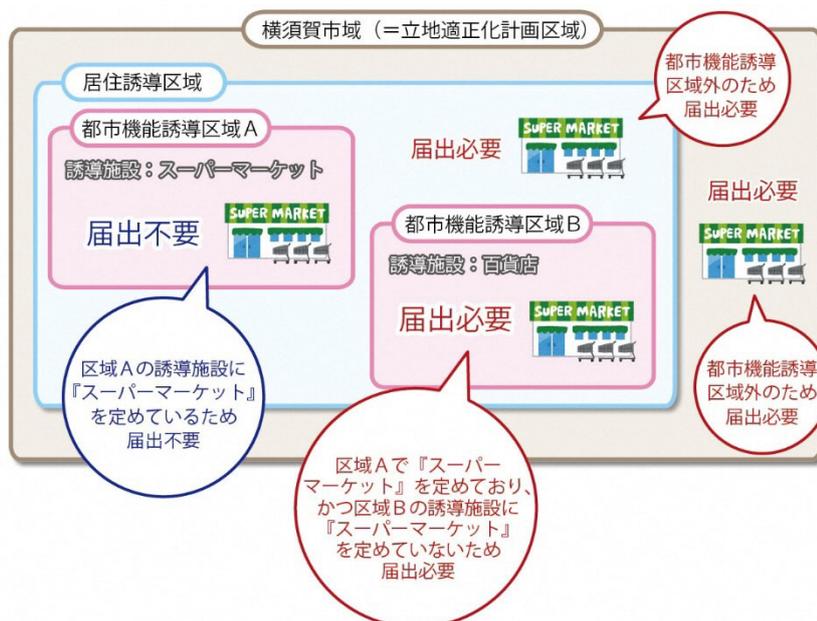
(2)対象となる区域

都市機能誘導区域外の区域 (11 ページ区域図参照)

※各都市機能誘導区域で対象となる「誘導施設」は、9 ページをご確認下さい。

※都市機能誘導区域内であっても届出が必要となる場合があります。(下図参照)

(例)誘導施設としてスーパーを設置する場合



(3)事前届出の時期

開発・建築等行為に着手する30日前までに、市長への届出が必要となります。

(4)届出に必要な書類

届出に際しては、以下の書類・図面を2部、提出する必要があります。

「開発行為」の場合

◆届出書・・・**様式4**

◆添付図書

- ①位置図(白図等 縮尺 1/2,500 以上)
- ②周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1/1,000 以上)
当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺を表示
- ③設計図(土地利用計画図(※)またはそれに類するもの 縮尺 1/100 以上)
※ 予定建築物の建物用途, 規模等を表示
- ④その他参考となる事項を記載した図面等

「建築等行為」の場合

◆届出書・・・**様式5**

◆添付図書

- ①位置図(白図等 縮尺 1/2,500 以上)
- ②配置図(縮尺 1/100 以上)
敷地内における建築物の位置を表示する図面
- ③各階平面図(縮尺 1/50 以上)
- ④2面以上の立面図(縮尺 1/50 以上)
- ⑤その他参考となる事項を記載した図面等(誘導施設の床面積が確認できるもの)

上記の届出内容を変更する場合

◆届出書・・・**様式6**

◆添付図書

変更する部分で当初届出と同様

(5)その他事項

○届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象になります。

○届出をしないで、または虚偽の届出をして、開発・建築等行為を行った場合、30 万円以下の罰金に処せられることがあります。(都市再生特別措置法第130条)

4. 誘導施設の休廃止に係る届出について

(都市再生特別措置法第108条の2)

(1)届出が必要となる行為

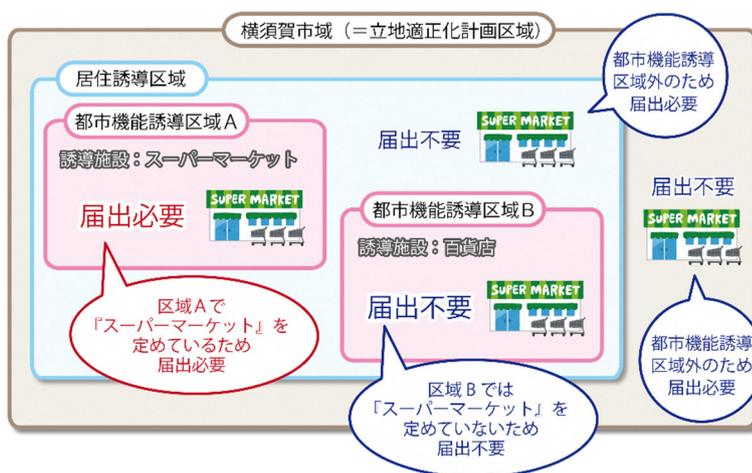
都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、原則として市長への届出が義務付けられています。

(2)対象となる区域

都市機能誘導区域内（11 ページ区域図参照）

※各都市機能誘導区域で対象となる「誘導施設」は、9 ページをご確認下さい。

(例)誘導施設であるスーパーを休止または廃止する場合



(3)事前届出の時期

誘導施設を休止または廃止しようとする **30日前**までに、市長への届出が必要となります。

(4)届出に必要な書類

届出に際しては、以下の書類・図面を2部、提出する必要があります。

◆届出書・・・様式7

◆添付図書

- ①位置図(白図等 縮尺 1/2,500 以上)
- ②建築物の用途及び面積が分かる書類等

(5)その他事項

○新たな誘導施設の立地または、立地の誘導を図るため、届出に係わる誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認められるときは、建築物の存置等について助言または勧告する場合があります。

【各都市機能誘導区域の誘導施設】

都市機能	拠点集積型施設	都市機能誘導区域の種別														
		都市拠点 ※1	地域拠点 ※2							地区の生活拠点						
			A		B											
		① ・横須賀駅 ・汐入駅 ・横須賀中央駅 ・平成町周辺の中心市街地	② 追浜駅	③ 京急久里浜駅	④ 京急田浦駅	⑤ 衣笠駅	⑥ 北久里浜駅	⑦ 浦賀駅	⑧ YRP野比駅	⑨ 林交差点周辺の 拠点市街地	⑩ 荒崎入口交差点周辺	⑪ 大楠山入口交差点周辺	⑫ 堀ノ内駅	⑬ 京急大津駅	⑭ 馬堀海岸駅	⑮ 京急長沢駅
行政機能	市役所	●														
	行政センター	●	●	●	●	●	□	●	□	●	□	□	●	□	○ ※3	□
子育て機能	健康福祉センター	●	□	●	●	□	□	□	□	●						
	地域子育て支援センター (愛らんど)	●	●	●	●	□	□	□	□	●						
商業機能	百貨店	●	○	○												
	ショッピングセンター	●	●	●												
	スーパーマーケット	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
医療機能	病院 (高度急性期・急性期)	●	●	○	●				●							
金融機能	銀行 (信用金庫、JAバンク等 含む)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○
教育・文化機能	文化会館	●														
	博物館	●														
	中央図書館	●														
	図書館(北・南・児童)	●	●	●												
	生涯学習センター	●														

※1:地区の生活拠点である逸見駅周辺・県立大学駅周辺は、都市拠点の都市機能誘導区域に含まれる。
 ※2:追浜駅、京急久里浜駅は鉄道駅乗車人数・既存都市機能の立地状況を加味し、都市拠点を補完する副次拠点として地域拠点 A とする。
 ※3:北下浦行政センターの立地等については、今後の検討事項とする。

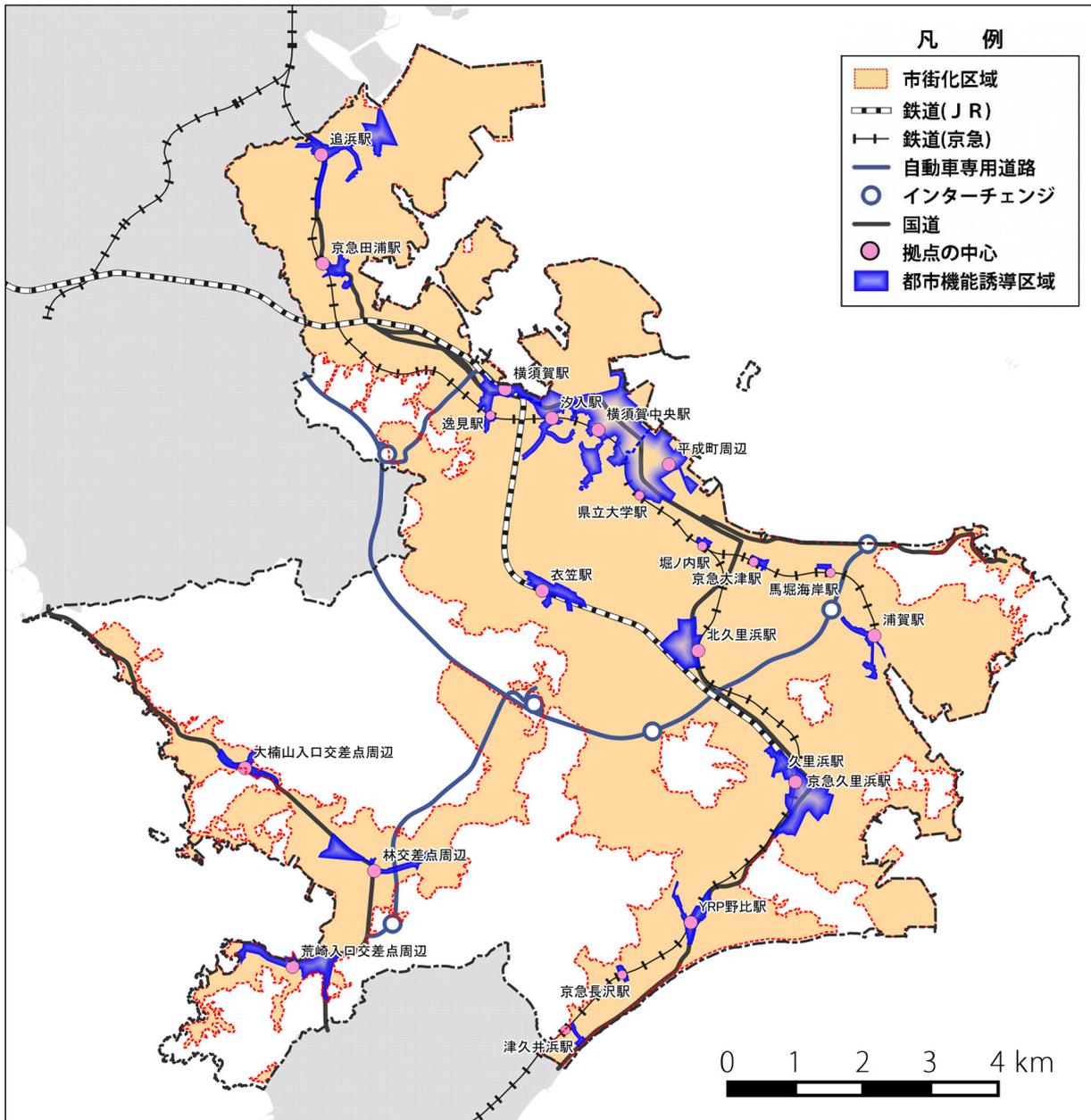
【拠点集積型施設の分類】

- : 誘導施設に設定する (当該都市機能誘導区域内に既に立地している施設の維持や充実を図るため)
- : 誘導施設に設定する (当該都市機能誘導区域内に立地していないため、新規誘導を図るため)
- : 誘導施設に設定しない (当該都市機能誘導区域の同エリア内(4地域や10地区)に既に適切な立地がなされているため。ただし、建替え時には、利用者の利便性等も考慮し、都市機能誘導区域内への移転も念頭に置いて検討)
- : 誘導施設に設定しない

(誘導施設の定義)

都市機能	施設	定義
行政機能	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設
	行政センター	地方自治法第155条第1項に規定する施設
子育て機能	健康福祉センター	地域保健法第18条第1項に規定する施設であって、横須賀市健康福祉センター条例第2条第1項に規定する健康福祉センター
	地域子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業： 愛らんど)	児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業であって、地域子育て支援拠点事業実施要項に規定する地域子育て支援拠点事業
商業機能	百貨店	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積10,000㎡以上の商業施設
	ショッピングセンター	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積10,000㎡以上の商業施設(共同店舗・複合施設含む施設)
	スーパーマーケット	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上10,000㎡未満の商業施設で、生鮮食料品を取り扱う施設
医療機能	病院(高度急性期・急性期)	医療法第1条の5第1項に規定する病院のうち、高度急性期もしくは急性期機能を有した施設
金融機能	銀行 (信用金庫、JAバンク等含む)	銀行法第2条に規定する銀行、農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業、信用金庫法に規定する信用金庫を行う施設
教育・文化機能	芸術劇場・文化会館	横須賀市芸術劇場条例第2条に規定する芸術劇場、横須賀市文化会館条例第2条に規定する文化会館
	博物館	博物館法第2条第1項に規定する博物館であって、横須賀市博物館条例第2条第1項に規定する博物館
	中央図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館であって、横須賀市図書館条例第2条第1項に規定する中央図書館
	図書館(北・南・児童)	図書館法第2条第1項に規定する図書館であって、横須賀市図書館条例第2条第1項に規定する北図書館・南図書館及び同条第2項に規定する児童図書館
	生涯学習センター	横須賀市生涯学習センター条例第2条第1項に規定する生涯学習センター

【都市機能誘導区域図】



※ 「開発行為」または「建築等行為」の対象地が上記区域に含まれるかについては
都市計画課までお問合せください。

様式第 10 (第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

2019年 4月20日
横須賀市長

あて

届出日を記入
(工事着手の 30 日前まで)

届出者住所 横須賀市 ○○ 丁目○-○
○○株式会社
氏名 代表取締役 ○○ ○○

押印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	横須賀市 ○○ 丁目○-○
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	共同住宅○戸
	4 工事の着手予定年月日	2019年 6月 1日
	5 工事の完了予定年月日	2019年10月 1日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類) → 本届出書と併せて提出

- ・位置図（白図等 縮尺 1/2,500 以上）
- ・周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（土地利用計画図またはそれに類するもの 縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面等

様式第 1 1 (第 3 5 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p style="text-align: center;">都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p>□住 宅 等 の 新 築</p> <p>□建 築 物 を 改 築 し て 住 宅 等 と す る 行 為</p> <p>□建 築 物 の 用 途 を 変 更 し て 住 宅 等 と す る 行 為</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>横須賀市長 あて</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">届出者住所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	<p>工事の着手予定日： 年 月 日</p> <p>工事の完了予定日： 年 月 日</p>

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・位置図（白図等 縮尺 1/2, 500 以上）
- ・配置図（縮尺 1/100 以上）
- ・各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・2面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面等

様式2 (記入例)

様式第11 (第35条第1項第2号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

該当する箇所に☑を記入

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

<input checked="" type="checkbox"/> 住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅等とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

について、下記により届け出ます。

2019年 4月20日 届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

横須賀市長 あて

届出者住所 横須賀市 ○○丁目○-○
 ○○株式会社 押印
 氏名 代表取締役 ○○ ○○

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	横須賀市 ○○丁目 1番地 (宅地) 300㎡ 2番地 (畑) 200㎡
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅○戸
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	工事の着手・完了予定日等を記入
4 その他必要な事項	工事の着手予定日：2019年6月1日 工事の完了予定日：2019年10月1日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類) 本届出書と併せて提出

- ・位置図 (白図等 縮尺 1/2, 500 以上)
- ・配置図 (縮尺 1/100 以上)
- ・各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
- ・2面以上の立面図 (縮尺 1/50 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図面等

様式第 1 2 (第 3 8 条第 1 項関係)

行為の変更届出書

年 月 日

横須賀市長

あて

届出者住所

印

氏名

都市再生特別措置法第 8 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日： 年 月 日

2 変更の内容：

3 変更部分に係る行為の着手予定日： 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

変更内容が確認できる図面

続きあり→

様式第18 (第52条第1項第1号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

2019年 4月20日

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

横須賀市長

あて

届出者住所 横須賀市 ○○ 丁目○-○

○○株式会社

氏名 代表取締役 ○○ ○○

押印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	横須賀市 ○○ 丁目○-○
	2 開発区域の面積	5,000 平方メートル
	3 建築物の用途	スーパーマーケット
	4 工事の着手予定年月日	2019年 6月 1日
	5 工事の完了予定年月日	2019年10月 1日
	6 その他必要な事項	床面積 3,000㎡

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称と建築物の用途以外の情報(床面積)等を記載すること。

注2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

本届出書と併せて提出

- ・位置図(白図等 縮尺1/2,500以上)
- ・周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1/1,000以上)
- ・設計図(土地利用計画図またはそれに類するもの 縮尺1/100以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図面等

様式 5

様式第 19 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p><input type="checkbox"/> 誘導施設を有する建築物の新築</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>横須賀市長 あて</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">届出者住所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	<p>工事の着手予定日： 年 月 日</p> <p>工事の完了予定日： 年 月 日</p> <p>誘導施設部分の延床面積： m²</p>

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・位置図（白図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ・配置図（縮尺 1/100 以上）
- ・各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・2面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面等

様式5 (記入例)

様式第19 (第52条第1項第2号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

該当する箇所に☑を記入

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

2019年 4月20日
横須賀市長

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

あて
届出者住所 横須賀市 ○○丁目○-○
○○株式会社
氏名 代表取締役 ○○ ○○

押印

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	横須賀市 ○○丁目 1番地 (宅地) 2,000㎡ 2番地 (畑) 3,000㎡
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	スーパーマーケット
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定日： 2019年6月1日 工事の完了予定日： 2019年10月1日 誘導施設部分の延床面積： 2,500㎡

工事の着手・完了予定日等を記入

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類) 本届出書と併せて提出

- ・位置図 (白図等 縮尺 1/1,000 以上)
- ・配置図 (縮尺 1/100 以上)
- ・各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
- ・2面以上の立面図 (縮尺 1/50 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図面等

様式第20（第55条第1項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

横須賀市長

あて

届出者住所

印

氏名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日： 年 月 日

2 変更の内容：

3 変更部分に係る行為の着手予定日： 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

変更内容が確認できる図面

様式第 2 1 (第 5 5 条の 2 関係)

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

横須賀市長

あて

届出者住所

印

氏名

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除去の予定時期その他の事項について記入すること。

(添付書類)

- ・位置図（白図等 縮尺 1/2, 500 以上）
- ・建築物の用途及び面積が分かる書類等